

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 第4回 議事要旨

1 日 時 令和8年7月13日（月）午前9時33分～午前11時55分

2 会 場 法務省20階第1会議室（オンライン併用）

5 3 出席者 〔構成員〕 田村善之座長、安藤和宏委員、今村哲也委員、奥邨弘司委員、櫛橋明香委員（オンライン出席）、澤田将史委員（オンライン出席）、柴野相雄委員、米村滋人委員

10 〔オブザーバー〕 内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

〔法務省〕 三谷英弘副大臣、竹林俊憲大臣官房審議官、笹井朋昭民事法制管理官、伊賀和幸参事官、高木晶大局付、大久保紘季局付、川畑百代局付ほか

4 議事要旨

15 (1) 事務局からの配布資料の説明

- ・ 資料14-1は取りまとめ報告書案の目次部分の抜粋、資料14-2は取りまとめ報告書案である。

20 (2) 討議内容の要旨

別紙のとおり

(3) 次回期日等

次回検討会は、令和8年7月27日（月）午後4時から開催予定とすることとされた。

(●は座長の発言を、○は委員の発言を、◆は事務局の発言をそれぞれ示す。)

5

【資料１４－２・第１章第１の１（パブリシティ権の保護の対象等）から第１の３（パブリシティ権侵害の判断基準）について】

○ ９頁に「肖像等は、商品の販売等を促進する効力である顧客吸引力を有する場合があります」と記載されている。これは、ピンク・レディー事件最高裁判決の文言をそのまま持ってきているのだと思われる。判決文中の「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります」という部分はそれほど違和感はないが、このような形で取り出されると、あたかも顧客吸引力の認められる場合と認められない場合がはっきり区別され、前者についてしかパブリシティ権が成立しないと言っているように読める。これは、この検討会の議論の内容とは異なるのではないか。この検討会では、顧客吸引力がある場合に限ってパブリシティ権が成立するののか否かに関する議論がされ、顧客吸引力がある場合に限らないという見解もかなり有力だったと記憶している。肖像等につき、商品の販売等を促進する効力である顧客吸引力を排他的に利用する権利がパブリシティ権として保護されるといったような文章にするのがよいのではないか。

● 今、委員から御提案があったように、顧客吸引力を利用する行為に対する権利という趣旨が伝わるような文章であれば、異論がないところだと思われる。

○ １９、２０頁には第２類型の典型例のうち、肖像に関するもののみが記載されており、声に関するものは２８頁に記載されているが、最初に１９、２０頁を読んだときに声が入っていないと思ってしまったので、形式的なことではあるが、肖像と声を分けて記載していることが伝わるような書きぶりにするのがよいのではないか。

○ 今の点だが、声の場合にどのようなものを第２類型とするかは若干慎重になっておいた方がよいのではないかという気がしている。２０頁には、肖像の第２類型について、「ワンポイント的」なものという記載があるが、それとの関係で、２８頁で挙げられている声の第２類型の典型例がワンポイント的なものと言えるかという、少し整合しないように思われる。第２類型に入る余地があると記載することは構わないと思うが、典型例として挙げてしまったて大丈夫かという懸念がある。

第２類型というのは結局、商標的な使用に近いと思われ、音の商標というとサウンドロゴや起動音といったものがワンポイント的と似てくるが、コンテンツの中に入り込むものも同じように考えてよいのかよく分からない。目覚まし時計やカーナビゲーションは、ワンポイント的という余地もあると思うが、より中身に入って、例えばキャラクターゲームなどだと、それがないと成立しないというような形になっている。ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説は、商品の差別化という点に、コンテンツとして差別化することを取り込んでいるが、判決文は「付す」なので、商品に対してマークとして差別化するところまで、限界がある。将来的に判例が発展して、第２類型に当たるという結論になる可能性がないとまで言うわけではないが、典型例として挙げるのは踏み込み過ぎだと思うので、留保を付けておくべきではと気になった。

40

● 私も今の委員の問題意識と同じだが、第1類型との区別が問題で、第2類型の差別化をかなり緩やかにすると、何のための第1類型かということになると思う。不競法2条1項1号の代わりのようなものだと思っているので、マーク的に使用する場合には、商品の主たる部分になっていなくても、特に商品等表示になる場合はそうだが、商品等表示に至らない場合でも、出所識別標識としてなっていない場合でも顧客吸引力を発揮する場合もあるので、特別に挙がっているのが第2類型だろうと思う。ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官の解説も含めて違う意見もあるところなので、なかなか難しいところではあるが、19、20頁のところではワンポイントマークできちんとして入っているのに対して、28頁の方の第2類型はちょっと入りが違うかなと思う。そうは言っても、カーナビゲーションやスマートスピーカーなど、28頁で掲げられているものが、3類型のどれに当たるかは別として、パブリシティ権侵害にならないと言うつもりは全くなくて、むしろ、想定事例の方に出てくるが、ブブカやENJOY MAXとかの事件を見ると、商品全体になくても、一部のページでも第1類型だということになるので、どちらかというと第1類型の話のような気もしないでもない。なので、第2類型の方でこのような例を挙げるのであれば「ワンポイント的に」という記載を入れるか、あるいは第1類型の方で少しこちらの例を挙げておいてもよいのかなという気がした。

○ 私は第2類型を広げる立場の意見だが、御懸念も理解はできる。「付す」を狭く解することを重視する立場からは、第2類型は、その商品としては声がなくても成立しているけれども、それに声や肖像を付することによって商品価値を上げるというイメージになるのだとすると、「人声権 (Right of Human Voice) の生成と展開」の論文で例として挙げられている、ボイスキーホルダーやボイス貯金箱、ボイスペンライト、サウンドうちわ、サウンド缶バッジ、サウンドフィギュアなど、既に商品として成立しているものに声を付すことによって商品価値を高めている、いわゆるキャラクターグッズを典型例として記載する形にすれば、肖像のところの記載と整合性が取れるのではないかなと思う。

● 趣旨はよく分かるが、商品自体として成立していない場合に加えるのが第1類型とか、商品として成立している場合に加えるのが第2類型などと、従来はっきりしていないことを取りまとめ報告書に記載するのは危険だと思う。委員が挙げた例を記載するという限度にとどめるのがよいのではないかな。

○ 私もそのような趣旨であった。

● 商標法2条4項は、確か平成8年に立体商標を入れたときに設けられた条文で、商品自体を立体商標化することも「付す」に当たると規定している。まさに出所識別標識として機能するものを保護する法律として、商標法では「付す」という言葉をそのように使っているので、そういう感覚からすると、知財学者としては、「付す」に着目して、そこまで狭く解釈しなくてもよいのではないかなという気がする。むしろ大事なのは、第1類型のほかに別途第2類型を作っている点、そして第2類型というのは基本的に差別化だという点であって、そこから、先ほど委員が述べていたような要件が導かれているのではないかなと思う。いろいろな意見があるかもしれないが、「付す」に着目する議論は記載しなくてもよいのではないかな。第1類型と第2類型の区別について、28頁の第2類型のところでは「ワンポイント的に」という記載を入れるか、先ほど委員が挙げた例の中から適切なものを記載するか、いずれかの形にしていただけるとよいのではないかなと思うが、いろいろな意見があるかもしれない。

○ 今の点と関係するが、24頁で、これも第1類型と第2類型の区別の話が出ているが、この記載もどちらかというとワンポイント的なものを踏み越えたことまでも読めそうに見えるので、この辺をどうするかというのが一つと、次のページで紹介している裁判例が参考になると書いてあるが、次のページの裁判例は、果たして24頁で記載している内容について説示しているか。一つのサイトで、3類型全ての利用形態がありますよとは言っているが、同じ行為について第1類型にも、第2類型にもなると言っているわけではない。問題となっている利用行為はそれぞれ別で、コンテンツを見せているのが第1類型、肖像等の付されたグッズを売っているのが第2類型、それらを誘導する宣伝サイトが第3類型と言っているわけなので、24頁の、1つの利用形態が、2つの類型に当てはまるとか、損害賠償のときの視点の違いに結びつくとかの参考にはなっていないような気がしたが、いかがか。

● 差支えなければ、24頁の記載を落とすということは考えられるかもしれない。

○ 10頁のパブリシティ権の法的性質に関わる記述について、2点ほど内容、形式、両面で気になるところがある。

まず、内容的なところで言うと、「かつては、人格権説と財産権説とに分かれていたとされているが」と記載されていて、いかにも今は分かれていないということが示唆されているかのような書き方になっているが、それがよく分からない形で文章が終わっている。パブリシティ権に関する学説は、人格権説と財産権説のいずれかに分類されるのだという議論を今でもしようとする人がいるが、ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官の解説を始めとして、現在のパブリシティ権の理解というのは、従来考えられていた人格権説、財産権説の枠組みでは説明できない形になっている、あるいはいずれにも分類できない見解も成立し得るという前提で議論がされているということは記載した方がよいのではないと思われる。このパブリシティ権の性質理解に関しては、何でもかんでも人格権説、財産権説で振り分けるという時代ではないということが重要ではないかと思う。

それから、「保護法益」という表現に大変違和感がある。端的に言うと、「パブリシティ権の保護法益」と、パブリシティ権が更に何かしらの利益、法益を下位概念として有しているかのような書き方になっていて、そういう保護法益の理解が今まであったのかというのが非常に気になっている。後で「肖像権の保護法益」という表現も出てきていて、引用されている商事法務研究会の報告書で「肖像権の保護法益」という表現がされているので、恐らくそれを引用したのだと思うが、商事法務研究会の報告書で使われている「保護法益」という表現は、三つほどの異なる意味で使われている。商事法務研究会の報告書でも、確かに、肖像権という上位概念が下位概念として何かしらの法益を内包しているという意味でも使われているが、もともと商事法務研究会の報告書は、裁判例分析でそれぞれの個別事例において何が民法709条の保護法益として扱われているのかという分析を出発点にした上で、それをまとめる一般論として「肖像権の保護法益」なる表現が出てきているというものである。そうすると、ここでの「保護法益」はまぎれもなく民法709条の「法益」を意味していることになる。「肖像権の保護法益」と言うと、あたかも肖像権という上位概念の下に別の法益が含まれているように見えるが、実はそうではなくて、商事法務研究会の報告書は、肖像権侵害というカテゴリーで言われている事例においては、それぞれ別個の法益が民法709条の法益として位置付けられているので、そこの分析をせよということを述べているように思われる。

そうすると、その表現をそのままこちらに持ってくるのはややミスリーディングではないかと思われる。少なくともパブリシティ権に関しては最高裁判例がはっきりあり、民法709条の要件論としてはパブリシティ権自体が同条の「権利又は法律上保護される利益」だという形になっているので、それとは別に保護法益があるかのような書き方をすることは適切ではないように思われる。ここではピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官の表現をそのまま使うことで十分なのではないか。要するに、パブリシティ権は財産的利益を保護するものであるという表現で十分であって、ここで保護法益という言葉を使う必要はないのではないかと思う。

● 委員の御指摘のとおりであると思われるので、保護法益という言葉は落としてしまい、財産的利益を保護するものというような表現がよい気がする。それから「かつては、人格権説と財産権説とに分かれていたとされているが」という点は、ピンク・レディー事件最高裁判決が出た後もいろいろな議論があるところなので、「かつては」は省いて、「人格権説と財産権説等が対立しているが」などの文章にした方がよいかもしれない。それ以上のことはなかなか書けないと思う。

○ ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官の議論は、恐らく人格権説でも財産権説でもなく、ある種の折衷説というか融合説であると思われる。そういうものが成り立ち得る時代になっているということは、はっきり言った方がよいと思う。

● はっきり言うのは一つの立場になり過ぎないか。人格権説と財産権説のどちらかではないという形で議論している人もいるが、それ自体が一つの議論であり、私のように人格権説に純化する人もいる。ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官や委員の御意見だけを詳しく記載するとその立場を採用したかのようなメッセージとして伝わってしまうので、それをやるなら全ての説を記載しなければいけないが、それでは取りまとめづらいと思う。

10頁の2では、ピンク・レディー事件最高裁判決の判決文の文言だけを上手く使うことにして、2段落目の「また」以下は省くという修正方法はあり得る。

○ ワンポイントというと、何かマークみたいなものがちょっと隅っこに印刷されているとか、役務の識別的なものとしてワンポイント印刷されているというイメージなのか、それとも何か目立つものがワンポイントとして印刷されているとイメージすべきなのか。私はワンポイントというと、どちらかというとき小さなものとか名前とかが商品に付されているもののような気がするが、例えば、カレンダーであれば、写真が大きく印刷されていて、需要者によっては日付の部分はどうでもよく、写真の方だけを独立鑑賞していることもあり得、第1類型とすべきか第2類型とすべきかというのは需要者によって異なる場合もあるように思われる。

また、各類型について、法務省が示した解釈指針を信じて行った行為がパブリシティ権侵害であったというのはよくないので、該当しない例を挙げることは慎重であるべきだと思う。他方で、該当し得る例を挙げることは、そのような致命的な問題は生じないので、表記の仕方はいろいろあると思うけれども、割と柔軟に示しても、解釈指針としてはよいのではないかという印象を持っている。

● 個人的な意見を言うと、委員が言われたようなカレンダーの例は第1類型なんだろうとあっていて、第1類型に当たらないとした場合に他で拾うとなると、ワンポイントということになるんだと思う。どちらにしろ侵害だというのは共通認識だと思うが、その上でどうするかは難しい。場合によっては、委員の間では恐らく重畳適用を認めているのではないかと思

うので、カレンダーやハンカチなど、大きくキャラクター的に掲げられている場合には第1類型にも当たり得ると考えるといった記載を入れて、少しトライしてみるといいかがか。

二つ目の提案については、例えば、ATSUKO MATANO事件も、20頁の22行目及び23行目の四角で囲っている文章だとメッセージが強過ぎる。ATSUKO MATANO事件は、顧客吸引力の弱さも勘案しての事例判決であると思うので、一般化するのは危ないような気がした。でも、全部省けというのも、それはそれで何の取りまとめか分からなくなるので、個別的に意見を言っていて、検討するというので、いかがか。

○ 私は27頁のポイントのところに違和感がある。1文目の「声についても、商品等の販売を促進する場合には、顧客吸引力が認められる」はよいと思うが、その後の「その演じているキャラクターの声を通じて顧客吸引力が認められる場合もある」という2文目は唐突感がある。26頁の(3)イでは、「声優については、特定のキャラクターの声として認知されていたとしても、声優にとつてのキャラクターの声は……」とあって、「顧客吸引力が認められるといえる」という書き方がされている。私の考えからすると、声優の声が無断で使われている場面においては顧客吸引力があることは前提なのではないかという気がしているが、ポイントだけを見ると、顧客吸引力が認められる場合があつたりなかつたりするようように読め、実際そうなのかもしれないが、この1文目と2文目のつなぎというところも唐突感があつて、少し違和感があつたので、具体例を挙げるつもりでこう書かれているのであれば、ポイントの2文目は、「例えば声優の場合、その演じているキャラクターの声を通じて顧客吸引力が認められる」などでもよいのではないかとはいった。些細なところかもしれないが、ポイントだけを見る方も結構いるのではないかなと思ひ、この部分に私は少し違和感を覚えた。

● 確かにそういうところはあるかもしれないから、27頁の書きぶりを、もう少し詳しくしてもよいかもしれない。

○ 26頁の記述だが、キャラクターの声としてしか認知されていなかった場合も顧客吸引力があるとするのは問題がないか。この点は考え方が分かれるのではないかという気がするので、「人格を象徴するといえる場合には」ぐらい一言入れておいた方がよいのではないかと、いうところが気になった。大筋は分かるが、踏み込んでいるかどうかということ少し気になった。

● 私の感覚だと、まさにそのキャラクターとしてしか認識されていなくて、声優さんの誰にも結び付かなくても、その声を聞いたら特定のキャラクターと結び付くというときには、もう特定はされているので、そうするとその声と声優との結び付きはその人だけで分かるだけでもいけると私は思っているが、委員の御指摘のとおり、それでは足りないという考え方の人もどこかに出てくるかもしれない。

○ 個人の人格の象徴とか、もう一つの判決では、社会から尊敬される、尊重されるなどと言われているので、ある程度、実体となる人との結び付きというのを言うのではないかと思う。VTubeとかで、よく中の人がいるいないの議論があるわけだが、そうなったときに、すごく薄くしてしまつて大丈夫か。

● 私も同意見である。声を聞いて特定のキャラクターに直ちに結び付かなければ、まだまだで、それはキャラクターが有名なだけで、声は有名ではない。

○ ニュアンス的に、そういうのが読み込めるかなと、ぱっと読んだときに思った。

● 「その声でキャラクターを識別できる場合には」という類いの文章が入らないといけないのではないかな。今のままだと、例えば、映画版と連続テレビドラマ版と連続アニメ版とでキャラクターの声が違っているという場合でも、声優にとってキャラクターは人格なんだから
5 といって、権利に行きつきそうな感じになってしまっている。26頁の21行目からの「声優にとってのキャラクターの声は、当該声優個人の人格を象徴する声の一内容であるから」というのが言い過ぎであると思う。

○ 23頁のところで、ファンサイトみたいなもので、一切営業活動していない場合にパブリシ
10 シティ権侵害が成立すると断定するのかな。少なくとも、今までのパブリシティ権侵害の裁判例で、営業していない事例で侵害が認められたケースはないと思うので、この記述は
かなり踏み込んだものかと思う。この点は、声だけではなくて、画像であっても動画であっ
ても同じことである。

それと関連して、19頁の「商品等」の説明のところで、調査官解説は「商品等」という
のは、業としてという意味なのであって、非商業的なもの、個人的なものは該当しないと記
15 載しているが、「など」に営業していないケースを含めた結果、パブリシティ権侵害を認め
るとなると、「商品等」の要件まで無視してしまうことになる。そこまで広げられるのかど
うかというのは、やはりかなり慎重になるべき部分かなと思う。

もちろん、将来の裁判例で、そのように広がらないとまで言い切るつもりはないけれども、
ここに記載するのは、例えば、顧客吸引力を利用して、直接ではなくても何らかの形で間接
20 的に経済的なものを得ている場合などにすべきではないか。実際問題にはなっているので、
全く排除する形ではなくて。今の記述だと、全く営業上の利益がなくても、人さえ集めれば
いいんだということになってしまう。しかしながら、あくまでも顧客吸引力というのは商品
等の販売を促進する力なので、それを無断利用するというのは、利用する側も、ある程度、
商品販売に近いようなことをやっていないといけないのではないかな。ただ人目を集めるだけ
25 だと、主義主張したいだけとかも含まれるのではないのか。説明として断定し切らなくても
よいけれども、一見無料のブログでも、それによって何か自分の営業に資するようなことを
しているとか、何か少し説明があった方がよいのかなという気がした。

● 脚注54で私の文献を引いていただいているが、私は純粹人格権説、顧客吸引力不要説な
のでこのような帰結になるのは当然だが、一般的にはそういう説は採られていない。

○ 私はこのままでよいと思っている。というのは、やはりアップロードする側が商業的な利
30 益を持っていなかったとしても、ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官はパブリシ
ティ権者は営業上の利益を現に害されるとしているわけであって、実務経験から言っても、
これをやられると相当きつい。つまり、向こうが商売していない、ただ好きで大量にアップ
ロードしているということでも、こちらのビジネスは成り立たなくなる。前々回も述べたが、
35 これをパブリシティ権の侵害の範疇にしないというのは、何のためのパブリシティ権なの
かと、現場ではそう思う人が多いと思う。もちろん表現の自由というのは重要な権利なので、
慎重に考えなければいけないけれども、ここで言っているのは、現にタレントが営業上の利
益を害されている場合に絞っているので、私は「など」に当てはまるというのでよいと思っ
ている。

○ 担当調査官のその部分は、今では少し、緩くなっている北朝鮮著作物事件最高裁判決を

前提に不法行為が成立しないという考え方を前提にした議論になっている。そうだとすると、今は、そこが緩和されて不法行為でも対応できるかもということだと、営業上の利益の侵害の問題は、そちらでも対応できるわけで、ちょっと状況が変わっているというのもある。

- 確かに今委員が御指摘したような可能性があるのですが、幸い個別の知的財産法がはっきりあるわけでもないところだから、例えば、「他方でこういう営業妨害型、営業利益に着目した不法行為で対処すべきだ」という意見もあった」くらいの記載を少し入れていただいた方がよいかもしれない。

ピンク・レディー事件最高裁判決の調査官解説の中でも、この見解はちょっと危ないところと言えば危ないので、今のような反対意見を入れておいていただいた上で、脚注で私の文献も引いておくということで良いと思う。不法行為の可能性も残した形の記載にしておいた方が、後に最高裁が仮に出たときにも対処可能な取りまとめになるような気がする。

【資料１４－２・第１章第１の４（パブリシティ権侵害による損害賠償請求・差止請求）について】

- ４２頁のパブリシティ権の行使上の一身専属性に関わる論点について、「パブリシティ権の性質自体は人格的利益とは区分された経済財を保護する財産権であることから、パブリシティ権侵害に基づく差止請求権は行使上の一身専属権とはいえない」と書かれているところがあるが、これは私は疑問に思っている。この議論はあり得ると思うので、ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官の見解として引用していただくのは結構だが、そうでない理解もあり得るということは、やはり記載した方がよいのではないかと思う。この点は、その後の譲渡性、相続性全般の話にも関わるが、譲渡性、相続性を否定するのは一身専属権だからと言われており、その点を重く見るのであれば、行使上の一身専属性もあるという考え方は十分成り立ち得るはずである。特許権で債権者代位が認められているからパブリシティ権も当然認められるという話ではないと思うので、慎重に記載した方がよいというのが私の意見である。

それから、４４頁以下の譲渡性、相続性の有無に関する論点の記述に、私が第２回の検討会で申し上げた全部譲渡と一部譲渡の区別というのを一言入れていただきたい。通常、譲渡性を否定するというのは、全部譲渡を前提にして、それは適切ではないからという議論がされているケースが多いので、一部譲渡という構成もあり得て、利用権設定であって本人側の権利を剥奪しないものも、譲渡性否定説の前提とは違う譲渡性の一種として議論され得るということを分かりやすい形で入れ込んでいただけると大変有り難い。

- 確かに委員の言われるとおりなので、４２頁の「担当調査官の見解がある」の後に、異論がある又は委員の間では議論が分かれたという形で留保を入れていただき、それから、全部譲渡と一部譲渡の区別に関する委員の見解もぜひ入れていただければと思う。

- ３６頁のところで、プラットフォームに対してパブリシティ権に基づく削除請求ができると書き切ってしまうと大丈夫か。知財の世界では、従来これを認めるにはワンクッション要するという議論をしてきた。例えば、産業財産権法については、原則、条文にないものは難しいということであり、あとは侵害を放置している場合に限られるという議論になり、著作権も放置している場合に限られるという、どちらかというと放置型であれば削除請求を認めるという感じである。

プラットフォームのビジネスモデルも基本的には、アップロードされている情報を当然

に削除をするということではなくて、通知されたら削除するという形になっている。当然に削除請求ができるということになってしまうと、監視義務のような議論を引っ張りださないかなという懸念がある。人格権は、財産権より重要だから、それらの懸念があってもというのは、まだ分からなくはないけれども、同じ知財のくくりのパブリシティ権だけ、当然に削除請求ができるとなると、パブリシティ権は、法定されている他の知的財産権よりもかなり強いんだなという感じになる。せめて、本文はこのままにしておいて、例えば、脚注で商標とか著作権だとかという議論があるみたいな紹介をするのはいかがか。

● 結局、差止めが実際に訴訟で問題になるときは、もはや相当期間経過していて、訴状も頂いているわけで、もちろん２ちゃんねる事件はあるけれども、私の理解だと、釈迦に説法だが、もう差止請求権があって、大事なのは損害賠償請求が情プラ法で免責されることだと思っている。だから、２ちゃんねる事件はあるけれども、本当にあれが規範なのか疑問もある。ほとんど争う必要がないので気にしていないだけのような気がするから、余りごちゃごちゃ書かない方がいいし、私の理解だと、パブリシティ権は人格権なので、その意味でも普通の名誉毀損と同じように扱っていいと思うし、著作権だろうが商標権だろうが同じだと思ってしまっている。だから、変にワンクッション入れなくてもいいような気がする。

○ ただ、裁判例としては、パブリシティ権でプラットフォームなりプロバイダ側に対する削除請求が認められた事例はないと思う。

● でも、実際には皆、やっているのではないか。

○ プラットフォーマー側の相談も受けることがあるが、実際に、例えばチュッパチャプス事件はたしか通知されてから８日間ぐらい経って、それぐらいで対応したので、商標権侵害が成立しないと判断したと思う。プラットフォーム側からすると、侵害かどうかの判断が難しいので、例えば今回の想定事例でパブリシティ権が侵害されているかどうかを判断するのは結構厳しいのではないかと思う。プラットフォームには萎縮効果があるのかなというところを気にしていて、侵害だから直ちにプラットフォームは対応しなくてはいけないんだという話になれば、プラットフォーム側は、コンテンツをどんどん落とす傾向に行くのではないかなと思う。侵害かどうかの結論が裁判で判断されるまで分からないという余地も残しておいた方が、プラットフォーム側からすると、よいのかなという気がしており、そこが難しい。

○ 私の知る範囲では、このあたりの議論をしている民法学者の大半はプラットフォームに対する削除請求を認めると思う。

○ 例えば、脚注で、２ちゃんねる事件とチュッパチャプス事件の二つの裁判例を、若干ワンクッション入った事例として紹介していただくことは可能か。

● それはよいと思う。

【資料１４－２・第１章第２（肖像等をみだりに利用されない権利）について】

○ まず、「保護法益」という言葉について、先ほど表現としていかなものかということ述べたが、この言葉を実質的保護客体とか権利根拠とか、そういった別の表現にすれば、このあたりの問題はきちんと記述できるのではないかと思うので、その方向で検討していただければと思う。

それから、５３頁のポイントと５２頁(イ)について、確かに、どの保護法益の分類にも引き付けられない場合はあるが、その場合の判断枠組みについて、「社会通念上受忍の限度を

超えるかどうかを判断していくことが考えられる」などとまとめられている。しかし、いきなり受忍限度という違法性判断の話にするのは、私の理解からすると適当でない。権利の背景がよく分からないのであれば、まず、権利範囲を確定すべきなのではないかと思う。いずれの分類にも当てはまらない場合には、その権利根拠をまず考え、権利範囲がどこまで及ぶかを考えるべきではないか。例えばプライバシー権であれば、プライバシー情報はどこまで及ぶのかという議論が当然ある。機微性の高い情報に限られるのか、それとも住所、氏名、電話番号といったものを含むのか、そのような議論がかつてはあった。今は当然含まれると考えられていると思うが、いずれにせよ、権利の保護客体に当たる情報はどこまでなのかということを確認させた上で、権利の客体に入ると考えられる情報が利用された場合に、受忍限度の範囲内にとどまるのかどうかを二段階目で検討するというのが、本来の民法の権利法益侵害及び違法性の検討の仕方ということになる。そのため、いきなり違法性の判断に行ってしまうのは適当でないと思う。

● 今の委員の御意見だと、飽くまでプライバシーとか名誉感情、私生活の平穏という保護客体に引き寄せなければならないことになるのか。

○ 既存の何かしらの保護根拠に当てはまらない場合というのは当然あるが、従来の議論とは別物であったとしても保護根拠はあるはずであって、保護根拠を分析した上で保護対象の範囲を確定し、その上で受忍限度の観点から絞っていくべきである、ということである。そのため、プライバシー、名誉感情、私生活の平穏の三つではない場合も、当然あり得る。

○ 委員の御意見に賛成である。「保護法益」という表現に対する違和感についても同感であり、この表現が民法709条の「権利又は法律上保護される利益」とどのような関係に立つのかは、民法学者としては非常に気になるところである。また、判断の手順についても、まず保護根拠を分析して保護対象の範囲を確定した上で、受忍限度の判断に進むべきであるとの委員の御指摘も、全くそのとおりである。その際には、保護利益が権利のレベルにまで達する手堅いものであるのか、それともそこまでは行かない利益にとどまるのかについて内容を検討した上で、必要であれば受忍限度論に入っていくことになると考えている。

○ 次は56頁から58頁にかけての削除請求、差止請求の要件論に関わるところだが、これも商事法務研究会の報告書にかなり引っ張られているように思う。事務局資料には、「不法行為法上違法と認められる場合には、その削除が認められるとの考え方があり、こうした考え方に基づいて判断するのが適当と考えられる」と書かれているが、これはさすがに言いすぎではないかと思う。少なくとも、最近のネット上の投稿に関する削除請求の裁判例においてはそのような形で対応されているのは事実だが、商事法務研究会の報告書も、損害賠償請求が認められる場合には常に削除請求を認めるべきだとまではしておらず、政治的言論に関わる場合は表現の自由が優先するので、削除請求が認められない可能性があるということを残保している。憲法学者が商事法務研究会のメンバーに加わっているので、憲法学者による意見があった可能性はあるかと思うが、政治的言論だけが表現の自由で保護されているわけではないので、その絞り方も私としてはやや違和感がある。いずれにせよ、事務局資料は商事法務研究会が付けている留保も落としているので、さすがに行きすぎであると思う。やはり、表現の自由との関係で、削除請求が認められない場合が少なくも理論的にはあり得るので、「最近の裁判例上は、損害賠償請求の認められる場面では削除請求を認める傾向が見られる」という程度の書きぶりにとどめていただきたい。

● 裁判例はないが、条文上は著作権を侵害するおそれがあれば差止請求が認められるとなっている著作権法分野でも、少なくとも学説では、事前の検閲に当たるような仮処分の場合には慎重になるべきであるという意見が割とある。だから、裁判例がなかなか見当たらないとは思いますが、表現の自由に配慮して差止めには慎重であるべきという意見もあったと書くか、

5 あるいは、委員からも御意見があったとおり、傾向にあると入れていただくなど、少し留保をつける記載でいかがか。

○ インターネット上の投稿と活字メディアとの違いを強調している56頁の部分にも違和感がある。インターネット上に投稿された情報は、「活字メディアの出版物の差止めと異なって部分的な削除も可能であり、削除による経済的な負担も少ないことから」というところで

10 つなげていて、削除に伴う物理的負担や経済的負担というものが専ら問題とされているように見えるが、本来はそういう話ではないはずである。もちろん、そういう要素がゼロであるとは言わないが、やはり、世の中に向かって言いたいことが言えない状況になることが表現の自由の侵害になるという点が一番の問題だと認識され、差止め要件を厳しくしようという議論になっていたはずなので、経済的、物理的な負担が少ないから削除請求を認めてよいと

15 いうような書き方をすると、そもそもの論点の理解の仕方が誤っているのではないかとと言われる可能性があるように思われる。

● この点は、本検討会では表現の自由に配慮した制約もあり得るのではないかと意見があったとか、その程度の記載でいかがか。

◆ ここはあくまでも、権利侵害情報が出て、事後的に削除するということのみを対象とした記載であり、かつ政治的な表現の問題については、それはむしろ侵害かどうかのところ

20 で議論すべきなのではないかということで、そちらの方で検討するということとしていた。

○ 政治的表現については、侵害にならない場合もあるだろうが、形式上侵害に当たって違法性要件で範囲を絞らなければならない場合も当然ある。ちなみに、商事法務研究会は名誉毀損の話を中心にしているけれども、名誉毀損については、名誉毀損が成立するかどうかの場面で

25 表現の自由を取り込んだ考慮枠組みができていますので、そちらで解決する。ところが、肖像権にはそれがないので、受忍限度の枠組みに入れ込むのかという議論になってしまい、こういう問題が出てきているのだと思う。だから、はっきりとした定式がある場合とない場合で議論の立て方を変えなければならないというのが私自身の基本的な発想である。

● なかなか裁判例がないかもしれないが、学者としては検討の余地を残しておきたい。例えば、ハイスコア事件は、仮処分の申立てがされたものであるが、著作権侵害の場合であつても、事前検閲に当たる場合には差止めを控えた方がよいのではないかと大きな議論があ

30 った。また御相談したい。

○ 次に、59頁の死後の肖像等の利用について、肖像権は「死亡とともに消滅し、相続されない」と解するのが多数説である」と単純に終わっている。この点については、最近、前回述べたデジタル遺産ないしデジタル遺品の議論が活発化している。ドイツの判例は、単純相続

35 構成を採っており、要するに、基本的にはSNSデータその他情報に対する権利というのは、人格権でもともとカバーされる部分を含めて、単純に相続人に相続されるとされているが、その一方で、そう単純な話ではないという異論がドイツでもあり、そうした議論を紹介する論文が結構出てきている。

40 日本の学者の間で議論が煮詰まっているわけではないので、どの説が多数説なのかは分か

らないが、基本的にドイツの判例の考え方をそのまま取り込み、全面的に相続性を認めると
いう見解が多いわけではないと思う。ただ、私の理解では、完全に従来型の一身専属性、す
なわち、相続対象ではないから死亡によって完全に消滅するという構成で割り切る見解も、
決して多くないと思う。やはり、一定程度、死後にも保護の必要性はあるので、そのような
5 法律構成を考えていかなければならないという立場で議論しているものが多いという印象で
ある。例えば、立命館大学の臼井先生は、本人が死後にも権利者になると言っており、相続
はされないけれども、死者の法主体性を死後にも認めるという見解である。そういう見解も
一応唱えられているところなので、今の書きぶりだと、全くそのあたりの議論がないかのよ
うに見えてしまうというのが非常に気になった。かなりホットな話題で、世界的にも動いて
10 いるところなので、もう少しいろいろな法律構成の可能性を書き込んでいただけないか。

● 書き込むことは少し厳しいかもしれないが、実務的にも死後の保護の必要性は非常に議論
されているところなので、検討の余地があるとか、検討課題であるといったことをもう少し
書き足していただくのがよいかもしれない。

○ 私も基本的にはその方向でよいと思う。委員の問題提起も、必要性という点ではそのとお
りである。死者の権利主体性については、民法では従前から議論があるところだとは思
15 けれども、人格権は人という法主体を保護する権利である以上、法主体が消滅すれば人格権も
消滅すると考えるのが自然だといわざるを得ない面もあるかと思う。その上で、死者の権利
主体性を認める議論が従前から今日に至るまで継受されてきていることを踏まえると、死者
の権利主体性あるいは人格権の存続をいつまで認めるのかという点を立法によって手当てす
20 ることを前提に、これを認めるという考え方もあり得るのではないかと思う。

● 立法も含めてという考え方があるというのはそのとおりだと思う。

○ 少し戻るが、52頁の保護法益に引き付けられない場合について、先ほど委員らから御指
摘があったとおり、実質的保護客体のような表現に変えること自体には全く異存はない。た
だ、この後の事例で出てくるものは、必ずしもプライバシー等の保護法益に引き付けられ
25 ないものが多いように思うし、なりすまし事案といったものも多いので、記載を修正すること
によって保護の対象が狭く見えてしまうと、これから社会で問題となる事例を取りこぼして
いるようにも見えるかと思う。例えば、なりすまし事案のほか、後の事例検討では自己の肖
像を管理する利益や自己決定権といった例が挙げられているので、狭く見えすぎないように配
慮して記載いただければと思う。私自身は、商業的に利用されるケースなども含めて、これ
30 から問題となってくるところだと思っている。

また、細かい話だが、「社会通念上受忍の限度を超えるか」と書かれている箇所が幾つか
あるが、ピンク・レディー事件最高裁判決は「社会生活上受忍の限度を超えるか」と判示し
ている。他方、ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官が示している3類型は、「社
会通念上」という表現を用いているので、どちらの記載かによって文言を精査いただいた方
35 がよいと思う。

● なりすましとか、具体的に想定事例で出てきたところで議論して、そのときに総論の方の
記載も見直すかを検討することとしたい。

○ 60頁の21行目から23行目で、「生者の肖像が個人の人格の象徴であり、その精神的
価値から生ずる人格的利益が肖像権により保護されることからすれば、故人の肖像につい
て
40 も、その利用により遺族の敬愛追慕の情を侵害する可能性がある」となっているが、前後が

つながらないような気がするので、少し補足いただく必要があると思った。

● 恐らくつながっていないと思う。

○ 先ほどの死者の人格権の問題については、民法学者の間で様々な先端的な議論があることは分かったが、やはり、原則としては、ポイントに書かれているように、死亡とともに消滅し相続されないと考えられるという整理が普通の見方なのではないかと理解している。もちろん、様々な議論があるということは記載してもよいと思うが、余り複雑なことを書いてもポイントにならないと思うので、御検討いただきたい。ここでは、相続されない場合を踏まえて、60頁において敬愛追慕の情の保護といった部分で対応可能なのではないかということ

を議論しているので、必ずしも肖像について死後も積極的に保護するべき利益があることを軽視しているわけではないと思う。

また、今回は、民事責任の在り方を検討する検討会ということなので、刑事責任については触れないのだと思うが、死者の名誉毀損とかそういったことに関して、刑事責任のことについても脚注等で示唆してもよいと思う。法制度全体として死後の利益を守っていないわけではないということに触れることで、全体的に死者の人格権的なものが保護されていることをより示せるかと思った。

さらに、先ほどの保護法益について、私生活の平穏というのが一体どういうことなのかよく分からない部分がある。勝手に肖像や声をAIで使われて胸がざわざわするといったものも私生活の平穏を害するという議論も成り立ち得るし、他方で、そういったものはプライバシー、名誉感情、私生活の平穏の三つに大きく分けられる保護法益に入らないとして検討するという議論も成り立ち得ると思う。私生活の平穏というのは、平穏に日常生活を送るということだとは思いますが、平穏に日常生活を送るというのは非常に幅広い概念であるとも思え、余り保護法益として固めているという印象にならない。この私生活の平穏というのは一般的にはどういうものを想定しているかと理解しておけばよいだろうか。

○ 私生活の平穏というのはどういう範囲かという御質問であれば、これは単に既存の裁判例を分析しているだけなので、明確に範囲が決められる段階ではないだろうと思う。商事法務研究会の報告書では、肖像保護の根拠として、ある種の肖像利用がされると私生活の平穏が害されるので、その種の肖像利用の事例で肖像が保護されているという分析をしているということなので、「私生活の平穏」が単体で法益として機能しているというわけではないと私は理解している。それが最初の「保護法益」という表現に対する批判にもつながっているわけだが、やはり肖像権が保護される一つの要素、根拠を示しているにすぎないので、それ自体は厳密な外縁を持った概念にはなっていないと思う。

● 死者の人格権の方の話は、とにかく相続を認めるべきとか何かということを書くつもりはなくて、一番大事なのは、とにかく必要性がすごく指摘されていて検討課題であるということであって、実際にいろいろと学説が検討している、その学説の中身はとてでもないけれども詳しくは書けないということだと思う。

○ 先ほどの委員の御指摘の1点目、敬愛追慕の情との関係についてだが、人格権全般に相続性がないということで割り切ることを前提に、死後に損害賠償請求を認めるには敬愛追慕の情の侵害という構成をとる以外にないのだという発想で議論されてきたというのは、そのとおりである。しかし、敬愛追慕の情で本当に全部解決できるのかという問題もあるというのが私の認識で、一番問題なのは差止請求ができるかどうかだと思っている。権利者が誰か、

遺族の範囲はどこまでか、というような点で曖昧さは残っているものの、損害賠償請求であれば敬愛追慕の情でも認められるということ自体は余り問題がなく、一番違いが起り得るのは差止請求である。ところが、63頁の28行目の記載を見ると、「敬愛追慕の情が違法に侵害されていると認められる場合には、損害賠償請求に加え、敬愛追慕の情に基づく差止請求もすることができるものと考えられる」と書いてあり、なぜこういう結論になるのか、私は全く理解できない。先例となる判例もなければ、そういう議論もないと思う。敬愛追慕の情は基本的に人格権の範疇のものではなく、単に遺族が心を傷付けられる、ある種の名誉感情に近いようなものの侵害なので、それに基づいて差止請求ができるという議論は、私が知る限り、今まで学説上は存在しないと思う。それをこのような形で書くのも問題であるし、むしろ、差止請求ができないという前提があるので相続性を認める必要があるという議論があるのだと私は思っている。その文脈を全然違えてしまうと、全く正しくない伝わり方をしてしまうと思うので、そのあたりは御検討いただきたい。

- 確かに議論はものすごくありそうな気がするのですが、今は少し簡単に書き過ぎていることは確かである。だから、人格権なのかどうかともそもそも争いがあるようなので、表現ぶりなどを少し考えてみていただければと思う。

53頁以下のパブリシティ権との関係については、今日は余り御議論が出なかったが、普通に考えたら両立するということでよろしいか。異論はないようなので、記載はこのままということにしたい。

【資料14-2・第1章第3（不正競争防止法）について】

- 71頁22行目以下で、事業自体を行っていないと、不競法2条1項20号にある商品、役務はないのではないかという人もいて、私はそういうふうはこの条文を読まないけれども、そういう意見がある以上、これを書くのは仕方がない。

特にないようであれば、後で気がついたときにまた御意見を頂くということにしたい。

【資料14-2・第2章第2（映像作品への俳優の肖像の無断利用がされた事案（想定事例1））から第3（配信音源への歌手・声優の声（キャラクターの声を含む。）の無断利用がされた事案（想定事例2））について】

- 声のところも同じ言葉が出ているけれども、79頁の7行目以下で、「映像だけでは俳優Xであると識別することができるとはいいい難い場合であっても」という記述の後に、付加情報の話が出ているが、「いい難い場合」というのは、その下の「およそ類似していない」場合も含んでしまっている。つまり、本人の肖像が利用されたというのはかなり厳しいのではないかと思う。ぱっと見てそうだと分かる場合と、ぱっと見て違う場合とがあって、その真ん中の判断に迷うような場合に付加情報も併せてという話であって、「いい難い場合」というのは、そもそも付加情報を併せてもやはり駄目なのではないかと思う。なので、どちらか迷うようなときとか、ちょっと留保が付くようなときに、付加情報を併せることではっきりさせることができるというニュアンスであるべきかなと思ったので、この点は気になった。
- ほぼ付加情報だけであれば、全然パブリシティ、肖像を利用していることにならないので、委員の御意見のとおり、少しここは書き過ぎてしまったところがあると思う。
- 94頁の7行目の「他方で」の段落では、ガードレール措置で、似たようなものが出ないようにする措置、低減する措置をしている場合であっても、「その提供後に、俳優の肖像、声優の声等と酷似する肖像、声を含む画像、音源、動画等を出力することが可能となってい

るなどのクレームがあったときなど」は、過失が認められる可能性が高まるとなっているが、可能というだけで過失の可能性が高まるというのは、実態からするとかなり厳しいと言われる可能性がある。

- 今の生成A Iの技術を前提にすると、私の理解だと完全に除去するのは難しい。どうしても出てきてしまうから、むしろそれはユーザーの責任のような気がしている。「他方で」の段落はなくてもよいような気が私はするけれども、逆にそれだと弱過ぎるか。低減するための合理的な措置をとるべきだと思うが、本気で消すなら間違えた過学習をしなければいけない、それでも完全には消えない。キーワードフィルタリングでプロンプトを防ぐという手というもあるが、それもいろいろなかわし方があるので、結局完全に消すことはできない。

「他方で」の段落のところを少し考えていただければと思う。

- 同じ頁の20行目で、第1類型に「該当し得る」となっているが、ほかのところでは「近似する」という表現があり、私はこどもどちらかというと「近似する」ではないのかなと思う。学習用データセットの販売行為そのものが第1類型なのかと言われると、そうではないと思う。後にコンテンツを生成し、これを鑑賞等に供することが可能になる点を第1類型に該当し得る理由として指摘しているが、学習用データセットそのものを独立して鑑賞しているわけではない。私もこれをパブリシティ権侵害から外すつもりは全くないけれども、「該当し得る」としてしまうと、第1類型の要件からすると結構厳しく、ほかのところではこういう微妙なものは「近似する」と書いてあったので、それでもよいのかなと思った。

- 謳っていれば第2類型という手もあり得るか。

- 謳っていれば、そのとおりである。

- ◆ 第2類型については、23行目の「さらに」の段階で記載している。委員の御理解によれば、「該当する」ではなく「近似する」ということだと、やはり「など」に当たるという結論になるのか。

- データセット自体を眺めるものではないのは重々分かるが、商品になっているという理解ではいけないか。やはりそれは「など」か。

- 今の書きぶりからすると、恐らく、後の生成段階のことを理由として、鑑賞しているという結論を導いているのであろうが、この書き方だと学習させる行為自体も第1類型になってしまうのではないか。

- 音声の入ったCD-ROMとかは、商品化であって、第1類型ではないか。

- それはそうだと思うが、音声が入ったCD-ROMは聞くので鑑賞するのに対して、学習の際には、それ自体を鑑賞はしていない。

- 「近似する」がよいか。だが、「該当し得る」が続いている中で、そこだけが「近似する」だとえらく悪目立ちする。ほかの方はいかがか。

- どちらにしても専ら利用する目的であることは事実であり、これを、無理に3類型に当てはめるのもよく分からないところで、本当はわざわざ「など」と言う必要もないかもしれないが、その辺は議論があっても、利用する目的があると言ってしまえばよいのかなと思う。

- とにかく3類型に当たったら安心というのはある。この学習モデルを使えば、CDほどのすごい再現ではないかもしれないけれども、ほぼ同じような類似の、近似の声が出ますよ、あるいは肖像が出ますよということであれば、音声CDと同じ、生成A Iはプレイヤーと同じ、というわけにはいかないか。

○ そうすると、商品として独立して鑑賞しているというところをもう少し出した方がよいのではないかと思うし、「とも考え得る」ぐらいにしてもらえないか。

● 要するに、どのぐらい特化しているかにもよるのだろう。後で改めて検討することにさせていただきます。

○ 93頁の共同不法行為の成立に関するところで、「当該権利侵害結果の発生を幫助したと評価される場合には、共同不法行為（民法第719条第2項）に当たり」という書き方になっているが、幫助でなくても普通の共同行為に基づく719条1項の共同不法行為が成立するということが十分あり得るし、幫助に限定して書く意味が余りないのではないか。また、その下のところで、「幫助による共同不法行為は、過失によっても成立するところ」と書かれているが、これも少し違和感がある。確かに最近、特に特殊詐欺関連での口座売買のケースで、口座を売った人が、まさか詐欺に使われるとは思わなかったということを抗弁として主張しても、それは過失による幫助だという理由で排斥し、不法行為責任として詐欺被害の額を払えという賠償命令が出ることが多いけれども、それは下級審段階の話で、法律論として成り立つかどうかは微妙である。もともと幫助という概念自体は故意によることを内容としている。故意による不法行為でないと幫助にならないはずのところ、過失による幫助を認める下級審裁判例が、最近、増えているという状況で、それが正当化できるかどうかについては、不法行為法の学者の間ではかなり議論されている。議論があるところで、「成立する」と断定されると少し困るというところがあり、わざわざ幫助を出す必要もないと思うので、「当該権利侵害結果の発生に寄与したと評価される場合には共同不法行為に当たり」でよく、「過失によっても成立するところ」は完全に削除する形で修正いただけるとよいのではないかと思った。

● 御意見のとおりであると思われる。

ほかはいかがか。96頁の上の段落のあたりは私はそれほど違和感はないけれども、14行目以下については、広く知られていれば出所識別表示だというのは、恐らく書き過ぎなのではないかと思う。それだけでは足りないし、その周知性とは別の話として、声自体で需要者が、類似のものと受け取ろうが受け取るまいが、それとは関係なく、声自体でその商品の出所を識別している場合には、というのが入らないと、やはりおかしいと思う。

○ 後のところもそうだけれども、92頁の例えば30行目にセールスポイントと書いてあるから、有償提供と書いておいた方がよいのではないかという気がしなくもない。想定事例も有償のケースではなかったか。

● 恐らく記載することで問題ない。

【資料14-2・第2章第4（性的画像・音源への俳優の肖像・声優の声の無断利用がされた事案（想定事例3））について】

○ 文章のどこがということではないが、経済的損害と慰謝料を両方、恐らく裁判になったら請求すると思うので、両立するということは私は全く違和感はない。あとは金額が幾らなのかというのが問題だと思うが、両立すること自体、何か反対とかそういうことではないということだけ述べておきたい。

【資料14-2・第2章第5（収益目的なく俳優の肖像・声優の声の無断利用がされた事案（想定事例4））について】

● 114頁は、「想定事例1及び想定事例2-1において」以下の3行を記載した上で、想

定事例 1 と想定事例 2 を記載するのではなく、想定事例 1 と想定事例 2 を収益目的のない事例として書き換えてしまった方が分かりやすいように思った。

また、収益目的がない場合にパブリシティ権侵害を認めてよいかについて、先ほど総論の方でいろいろと議論があったので、そちらを書き直すことになったら、それに合わせてここも書き直していただければと思う。

5

—了—